

第2号様式（第12条関係）

令和2年度 第1回大和市情報公開審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和2年8月31日（月） 午前10時00分から午後0時35分
- 2 場 所 大和市役所第1分庁舎 3階 第2会議室
- 3 出席者 大津浩会長、坂田淳一委員、鈴木健次委員、鈴木珠恵委員、福永清貴委員
- 4 傍聴人数 0人（非公開）
- 5 次 第
  - (1) 会長の互選等
    - ・大津委員を会長に選任
    - ・坂田委員を職務代理に指定
  - (2) 議 題
    - ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）No.192 案件  
【市民経済部 市民課】
    - ② 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）No.194 案件  
【街づくり計画部 街づくり推進課】
- 6 議事要旨
  - (1) 議 題
    - ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）No.192 案件  
【市民経済部 市民課】

（担当課から説明）

委 員 職務上請求書は公開対象なのか。

担 当 課 公開対象である。

事 務 局 職務上請求書には当然個人情報に記載されているので、本人が特定できる情報については非公開となる。個人を特定できない情報のみ公開となる。

委 員 令和元年11月に第一審判決において市側が敗訴確定となっているが、市側が慰謝料請求され、慰謝料請求を認めている、横浜地裁の判決理由について説明してほしい。

事 務 局 原告は本件審査請求人と同一人物である。本件の審査請求は、慰謝料請求事件において大和市が審査請求人の本籍地が記載された住民票を訴外の行政書士に職務上請求に応じて交付したことが発端となっている。

訴外の行政書士から職務上請求として大和市に対して審査請求人の本籍地記載の住民票が請求された。なぜ請求したかという点と金銭消費貸借契約の債権

者である依頼人から債権取立てのために債務者である審査請求人の住民票が欲しいと依頼された。その依頼を受けて行政書士会の書式である職務上請求書で大和市に審査請求人の本籍地記載の住民票を請求した。市民課はこれに応じて交付した。それに対して審査請求人は、行政書士の職務上請求であろうが自分の本籍地記載の住民票が交付されたということで、プライバシー侵害ということを理由に横浜地裁に訴えた。

判決は、士業の職務上請求であろうが、大和市は実質的に審査しなければならない。職務上請求書だけを形式審査、書面のみ審査ではなくて実質的に交付すべき相当性を判断しなければならない。その相当性というのは住民基本台帳法第12条の3の7項及び8項に書いてあるが、相当性を判断した上で本籍地記載の基礎証明事項以外の事項が表示された住民票については交付しなければならないということが書いてある条文だが、その相当性の審査において大和市は形式的審査のみで実質的審査をしなかった、その法律の解釈は形式的審査のみならず実質的審査までを要求していると解するのが本来の法の解釈であるということも理由に、横浜地裁は大和市に対して実質的審査をしていなかったという理由でプライバシー侵害を認めた。

会 長 控訴しなかった理由は何か。

事 務 局 控訴しても敗けると判断したためである。

委 員 他の自治体でも同じような問題が生じると思われる。他の裁判事例を見て勝てないと判断したのか。

事 務 局 顧問弁護士の判断ではあるが、横浜地裁の判決は控訴を封じるような書き方をしている、控訴しても敗けるであろう、また、大和市に有利な判例もないということで控訴を断念した。

委 員 年間8,000件ある職務上請求に関して、今後、実質審査を行う方向で市は考えているのか。

担 当 課 実質的な審査というか厳格な審査を行っている。

委 員 訴訟の過程で8,000件もあるので形式審査しかできないと市が主張したことに対して、それに反発した審査請求人からきちんと証拠を出せという主張の一環として公開請求されたということか。

会 長 当初、原本4年間分という大量請求があり、それは取下げになった。対象を絞り込んだ請求が繰り返されているわけだが、公開の用意をしている途中で取下げられたということで間違いないか。

担 当 課 そうである。

会 長 権利濫用の裁判例としては、嫌がらせというか大量に請求してきて業務妨害になるようなケースであれば正当な理由がないということが明らかであるが、審査請求人は正当性があると主張している。一つは市職員から請求対象を減ら

せば公開日を延長せずに公開するという話があったので縮減したにもかかわらず大和市が履行しなかったのもう一度20件に拡大して請求したと主張している。

事務局 請求者の主張の一つ目について、8月16日の取下げであるが、審査請求人からは8月中の公開を望むと事前に言われていた。その中で審査請求人の来庁日が8月29日に設定された。担当課からは念のため8月30日までに決定期限を延長するという延長通知書が審査請求人に交付された。それを見た審査請求人が29日に来庁予定なのに何で30日まで延長したのかということで激高し、取下げをしてきた。取下げをしてきた当日、審査請求人と事務局職員とで電話でやり取りをしている。延長通知は念のために30日としているが、29日の来庁日には間に合わせる予定だと伝えたにもかかわらず、取下げについては撤回しなかった。

会長 もう一つの審査請求人の主張としては、裁判に関わって最初必要とされていた文書は裁判が結審したので必要がなくなったが、別件の訴訟の提起を準備するため必要となったと、これは審査請求人の都合であるが、市への連絡は一切ないのか。嫌がらせと明らかに言えるものかどうか。

事務局 審査請求人は大量の情報公開請求をしつつ、取下げてもまた同じ請求をするということが見受けられる。

会長 同一内容のものの繰り返しの請求が多いという背景があり、そういうものの一環として今回の件があると全体の中で捉えるのが正しいのか、それともやはりそれぞれの請求対象となる文書のみ限定して繰り返しの請求があったと考えるのがよいのかと考えざるを得ないところである。市としては今回のケースに限らず繰り返しの審査請求がされているということも考慮しての判断ということか。

事務局 今回の権利濫用による非公開決定、直接的には3度の請求があったということで、3回に限定しての判断である。ただ請求の内容等も考慮に入れているということもあるが、形式的にはあくまでも本件の3回にわたる請求、それが実質的に同一の請求であり、こちらからの補正の要請に対して回答しなかったということで権利の濫用による公開請求としている。

会長 市が非公開決定をした理由として、過去何度も繰り返しの請求をしているという事情は一切言及していないわけであるから、あくまでも今回の請求が繰り返しであり、権利の濫用に当たるかということに限定して判断するべきだということではいか。

事務局 権利濫用事案、あくまでも個別具体的に判断するべきであると思う。濫用目的については、諸般の事情から推測できるものと考えている。今回の3回の請求、補正の要請に応じなかったという個別具体的な事情を捉えて、こちらとし

ては権利の濫用と思っている。背景事情を踏まえると権利濫用目的は推測されるのではないかと思っている。

委員 基本的には、市民の立場として情報公開はできるだけ公開すべきであると、公開しても大切なところがほとんど黒塗りというのが政府ばかりでなく市でもそういうのが多く、情報公開の趣旨に反するのでできるだけ公開すべきだというのが自分の基本的姿勢である。

審査請求人がどういう背景の人間なのかはここでは判断基準にならない。市民のための情報公開制度なのに、特定の人に迷惑を掛けられてしまう。業務にも支障が出てしまう。

委員 実際に、この請求を処理するのにどの程度の負担になるのか。請求1件を処理するのに、担当者にはどれほど時間と労力がかかるのか。

担当課 個人情報を扱うのでほかの仕事をしながらということとはできない。電話に対応したり窓口対応しながらはできないので、こういった請求が来た場合、時間外での対応になる。時間外に書類を探して、書類を整えて、公開、非公開部分を確認する。「直近20件の職務上請求書に要する公開手続の作業は大凡40時間」である。「専任従業員1名が1日8時間作業すれば5日間」とあるが、1日8時間の時間外はできないので、日数がかかる。

委員 現場の認識としては、今回この事件で審査請求人はそんなに日数はかからないと主張しているが、専従の職員はおらず、担当者が時間外に精査した上で公開、非公開の判断をしているということか。

担当課 個人情報なので係内でダブルチェック、トリプルチェック、内容が合っているか確認するので時間がかかる。

委員 時系列のところ、10月に3度目の請求があった。3度目の請求があった時点で、今までの繰り返しだから権利濫用だとそこで切ることはしなかったのか。その後、11月に補正を要請したが、補正に応じなかったのが12月とあるが、補正に応じなかったから非公開決定とする結論はあり得なかったのか。

担当課 10月の3度目の請求の段階のときには、7月時点の、当初の請求の時点の段階のときに請求された直近のものが準備できていたので、その時点で補正してもらえれば公開の要請に応えることができることから補正を要請した。

事務局 令和元年12月の行政文書非公開決定通知書、この時点で権利濫用による非公開決定の処分をしている。補正の要請に応じなかった。その後、権利濫用を理由として非公開決定の処分をしている。

時系列の10月の3度目の請求、それのみで権利の濫用で非公開とは考えていなかった。あくまでも補正に応じなかったことを捉えて権利の濫用に基づく請求として、「大和市情報公開条例解釈及び運用の基準」に定めるところにより非公開の処分をした。

- 会 長 補正に応じた場合は、20件を10件に減らすということか。
- 担当課 「直近20件」を「7月26日時点における直近20件」にするよう要請した。
- 会 長 補正に応じないときは一切非公開とするのか。応じられる部分に関して公開する、部分公開するという決定はあり得ないのか。
- 事務局 今回の権利濫用による非公開決定については、大和市で定めている権利濫用の判断基準に基づいて非公開決定をしている。今回の案件については、正当な理由がないのに同一の文書を繰り返し請求する場合、実質的に同一だと認められている場合を含む、と定めている基準に合致するというで非公開を決定している。
- その中で取扱いとして、情報公開制度の趣旨を逸脱した請求をしないよう請求者に要請するという取扱いが示されているので、補正の要請の中で7月26日時点で補正するよう要請し、応じられない場合にはその理由を示すようにということで確認している。今回の3度目の請求に対する補正の要請に対して何も回答がない場合については全部を非公開とせざるを得ないと考える。
- 会 長 判断基準として書かれているもの、条例第5条の解釈では(1)のAで「情報公開制度の趣旨を著しく逸脱した請求であることが明らかに認められる場合」ということで「著しく」、「明らかに」とかなり限定されている。単なる不当とかのレベルではなく、誰が見ても妨害行為であると言える事案に限定しているように思える。
- 事務局 その点については、補正の意味にも関係するが、審査請求人の請求の仕方は3度の請求とも「直近20件」となっている。7月、8月、10月と分かれており、「直近20件」とするとそれぞれ異なってくる。7月時点の直近20件、8月時点の直近20件、10月時点の直近20件、それぞれ違う。3回の請求に応じてそれぞれ違う20件を出さなければならない。補正については20件を10件にせよという補正ではなく、基準日を決めるよう要請した。直近20件ということだと、何回も何回も20件を取り出しては精査して黒塗りをするということでは身が持たないというのが市民課の本音である。
- そういう背景事情があり、毎回直近20件、3度の請求に応じてそれぞれ違う20件を出さなくてはならない。審査請求人が訴訟での反論、年間8,000件に対して抗弁するのであれば、いつ時点の直近20件という請求で把握できるはず、年間8,000件というのを調べられるにもかかわらず、直近20件とするため、大和市としては濫用目的だとしたものである。いつの時点の20件か決めるよう再三求めていた。そういったことが背景にある。

(担当課退席)

会長 年間8,000件、本当にあるのかという疑問が発端になっての公開請求であることは間違いないようであるが、それを確かめるためであればある一定の時点に限定してもらい、そこから直近20件とすれば分かるのではないかと市側は考えている。にもかかわらず審査請求人はそれに対する理由も述べずにそのような限定を加えずに異なる時期での請求を繰り返している。従ってこれは明らかにいやがらせと考えられるのではないかという主張である。

委員 年間8,000件の職務上請求があるということを知りたい場合に、審査請求人は住民票の写しの直近20件分を繰り返し請求しているが、ほかに年間8,000件を知る手段はあり得るのか。受付記録があれば、それを公開すれば年間8,000件あることが分かる。個別に住民票の写しを請求する必要性はないと思われる。

事務局 4年間分の原本の閲覧を求めた請求もあった。この段階では、審査請求人は自分の本籍地記載の住民票が交付されたということで市に対してかなり怒っていたことから、合理的な方法で説明をするということでは納得しない、8,000件分すべて山積みされたものを自分が確認するという主張であった。

委員 かなり異常な請求の仕方、担当者の苦勞はいかばかりかと思う。直接対応した職員は精神的に非常に苦しい思いをしていると思う。ただ、権利濫用の問題は難しい。法解釈的には一般条項の適用については非常に厳格である。審査請求人は東京地裁の平成15年の事件やさいたま地裁の平成19年の事件を精査して、その判決文で裁判官が言った言葉をそのまま反論書、準備書面の中に書いている。文書を読むと矛盾、理解できないことも一部あるが、使い方としては東京地裁の平成15年10月31日とさいたま地裁の平成19年10月31日の事件を、行政が敗けている事件であるので、自分に有利であるということを知っている。そこからの文章をかなり引用しているので、担当者のことを思うと非公開決定ということも権利の濫用であるということも主張したいという気持ちも分かるし、それを使ったことにも理解は示すが、ただ純粋に公平中立の立場で法解釈論的に言うと権利濫用を認めるにはちょっと難しいかなというのが率直な意見である。

というのは、運用事例の中で民法に書いてある権利濫用をここで利用するということだが、民法判例で出てきた権利濫用事例というのは主観的要件、客観的要件、特に主観的要件害があると、本当にこれに当てはめるのであれば、大和市に対する嫌がらせということが明確に出されているような場合、会長の発言にあったように、「明らかに」とか「著しく」とかいうことを要件として当てはめたときに大量請求だけでは権利濫用にならないということは判例、先例がある。大量請求したことだけでは駄目だと、では目的は何なのか、何に使うか

は記載欄がない。何のために使うのか、何のために情報公開請求するのか、目的を書く必要がない。ここが法律の欠点と言えば欠点であるが、そうすると受けた大和市側からすると明らかに態度とか激昂して職員に対して高圧的態度でとか現場は容易に想像できるが、ただそれが文書として証拠として残らない。そうすると主観的要件で害があったのだと、つまり権利濫用の重要な要件である害が認められるかと言われると残念ながらそれが認められない。勿論情報公開決定する担当の側からすると、総合的に考えればこれは不当な請求だと言いたいところだと思うが、それを証明するのは難しい。

大量請求だけで、繰り返されたこと、実質的に同じ文書を繰り返されたことだけをもって情報公開の趣旨からするとそれを権利濫用とするにはちょっと難しいと感じた。たいへん残念だが、できれば非公開決定は妥当性があると言えないかいろいろ考えて文章を精査してみたが、判例は東京地裁とさいたま地裁の原文を見たが、大和市側にはちょっと不利な状況であるところが見て取れた。ほかに何か補強するような証拠があるとよいのだが、審査請求人の背景事情は十分理解でき、非公開決定すべき事件に相応しいであろうと想像できるのだが、法の建て付けとして、市民の知る権利が明文化されて請求できると、それに対して行政機関としては適切に対応しなければいけないという法の建て付けからするとなかなかこれを権利濫用と言うのは難しいように思った。

客観的事情は分かるが、市民対行政機関なので、民事事件であれば個人対個人、市民対市民で、互換性がある。だから余計権利濫用の法理は使いやすいが、当然市民の知る権利に基づいて行政対市民という関係であるので、立場の違いがあって、そこに民法の権利濫用法理を使う場合にはより厳格性が求められるというのが東京地裁とさいたま地裁の裁判官の考え方だと推測できる。

第一審の横浜地裁で敗けて控訴しなかったという弁護士の訴訟戦略的判断、控訴しても無理だろうと判断したというのも法律専門家的には納得がいくという気がする。

会 長 担当課の説明によると、情報公開に対応する専任職員がいるわけではなく、通常業務のほかに時間外で対応しているため、そういうマンパワーにおいて、大量請求が繰り返されると行政サービスが滞るという主張がなされている。これは行政側の都合である。法制度上で、行政側が十分な制度を設けているにもかかわらず、それを妨げるような請求がなされる場合には権利濫用になるという基準のようなものはあるのか。

事務局 権利濫用をもって非公開とするのは、裁判例上もかなり少ない。裁判例上あるのは、大量請求によるもの。それも単に大量では駄目だとしている。裁判上権利濫用非公開として認められたのは大量請求に限られ、今回のような繰り返し請求による非公開決定について裁判例上見受けられない。

大和市はなぜ今回非公開決定したのかであるが、「大和市情報公開条例解釈及び運用の基準」で権利濫用の判断基準を定めている。第5条の解釈で「(1) 権利濫用の判断基準」で三つの対応を設けている。「ア 市民の知る権利を尊重し、市政を市民に説明する責務を全うするという情報公開制度の趣旨を著しく逸脱した請求であることが明らかに認められる場合」、大量の一つ目である。今回、このアに該当するものと判断した。判断の要素として「情報公開制度の本来の趣旨を著しく逸脱した請求であるかは、請求者の言動、請求の内容及び方法その他請求の態様を総合的に勘案して判断をする」と記載している。請求例のところの「d 正当な理由がないのに同一の文書（請求内容は異なるものの実質的に同一だと認められる場合を含む。）を繰り返し請求する場合」に当てはまると判断した。取扱いとして「a 公開請求権を正当に行使し、情報公開制度の趣旨を逸脱した請求を行わないよう文書で要請する」、この記載があるので2度にわたり補正の要請をした。続いて「b 請求者が要請に応じない場合は、公開請求権の濫用として条例第11条第2項に基づき非公開決定をする」、こちらで権利濫用の判断基準を定めており、この流れに沿って今回対応した。

会 長 行政側の都合だけで対応できないので権利濫用と言っているわけではなく、実施機関が実施できるように、公開請求権が正当に行使され、情報公開制度の趣旨を逸脱した請求にならないよう補正の要請をすることで行政側の負担をある程度抑えつつ、かつ請求権者の公開請求権を保障する制度になっていると、従って要請に応じない場合には非公開とするというのは、これは要請に応じないというところに権利濫用を見ることができるとい主張である。

委 員 今回、3回の請求について判断をし、非公開にしたのか。

事務局 そうである。

委 員 この3件だけでなく審査請求人が過去のどのような請求を繰り返しているかということは重要な判断になるのではないかと思う。

会 長 審査会の決定の中に過去の経緯等を踏まえて総合的に判断して権利濫用に当たると判断するということを述べる、ということか。

委 員 これだけで権利の濫用と言うのは無理があるのではないかと思う。だが、過去があるからどうなのかということを考えてしまう。3件に限らず過去を出すということはどうなのか。情報公開の審査の原則にもとめるのかどうか、判断を伺いたい。

会 長 審査請求人の目的が本来の情報公開にあるのではなく、市に対する嫌がらせの繰り返し大量請求をしているだけだと判断するための根拠として、過去の大量請求を考慮に入れるということであるがどうか。

委 員 市に対する嫌がらせかどうかは、本人にしてみれば大真面目でやっているの

かもしれない。だから、嫌がらせでやっているのではないかというのは説得力がないと思う。

会 長 あくまでも行政の良好な遂行を妨害するという意図があると客観的に認められるとか、情報公開制度の趣旨を侵害するものと客観的に認められると言えなければ難しいと思う。本人がどう考えているかは分からないわけで、実際にやってきた、客観的な行為全体を見て判断することになるかと思う。

事 務 局 本件は訴訟にもなっている。新型コロナウイルスの関係で審理がストップしているが、市側が出している主張の中で、証拠の中で権利濫用を裏付けるものとしては、例えば8月29日来庁予定のところを30日まで担当課が延長したことで激高したときに今回の請求では直近20件としたが、100件でも200件でも請求するといった発言があった。市側が今回の裁判に当たって出している証拠の中で権利濫用を裏付けるものは少ないが、その中では100件でも200件でも請求するといった言動があったことは証拠として出している。

会 長 今回の請求に関してさらに嫌がらせをするという姿勢を見せたという証拠であるということである。委員からは過去の大量請求の繰り返しも客観的に見て市の行政に対する妨害の意図、嫌がらせの意図があったという証拠として示せないかという発言であった。

事 務 局 理論的な問題になると思われるが、そもそも権利濫用事案には二つの要件があるとされている。主観的要件と客観的要件、客観的に濫用しているのか、これは反復継続性、主観的には濫用目的があるかどうか。この濫用目的であるが、請求者が濫用してやろうとしているかは外部からは見えないので、過去の事実や周りの事実から推測するしか主観的要件は明らかにできないと思われる。何をもって主観的要件、濫用目的を推測するかというと、過去の濫用的請求の事実から推測することができると思われる。

訴訟において慰謝料請求事件では確かに敗訴している。市民課で行政書士に住民票を交付した事案では敗訴したが、その他の21件の事案、行政処分取り消し等の事件は大和市勝訴となっている。

先ほど説明したとおり、権利濫用を理由とした非公開事案、現在、審査請求人から訴えられている。今、横浜地裁で審理係属中であるが、この中で確かに審査請求人が訴状でさいたま地裁平成19年10月31日判決と佐賀地裁平成19年10月5日判決を引用しているが、これに対して大和市は理路整然と反駁している。ここには載っていないが答弁書には、全く事案を異にするからさいたま地裁と佐賀地裁の判例は当てはまらない。本件の権利濫用を理由とした非公開処分の取消訴訟において当てはまらない、ということが大和市の答弁書において明らかにしている。反駁資料として次の審査会で提出する。

会 長 さいたま地裁と佐賀地裁の判決そのものについては、読んでいないので分か

らないが、市側としてはこの訴訟が行われる中で、審査請求人がやっていることは権利濫用に当たると主張しているわけである。そういう意味では、当審査会で審査請求人のやっていることは権利濫用であると判断した場合、市側の主張に沿った判断になるわけで、市側は裁判で権利濫用は正当であると主張していくのか。

事務局 そのとおりである。

会長 我々は市側の立場に必ず沿う必要はないが、市はあくまで争うと言っていることは確認したので、それを踏まえた上でどう判断するかであるが、市側の反論、そしてこの二つの判決文に関して資料を読んだ上で判断するために継続審議というやり方もあろうかと思うがいかがか。

委員 そうしたほうがよいのではないか。

会長 今回のケースだけでなく、過去の大量請求等を踏まえて客観的に見て、やはりこれは権利濫用になると主張することになると思われる。そういう市の主張を踏まえた上で判断したほうがよいと思うがどうか。

委員 自分の心象だが、3件の請求、ここだけを見て権利濫用だ、非公開だというのは、それはそれでありかなと思っている。ただ一方で、果たしてそれでよいのかというもやもやというか、決めかねているところが正直ある。市の反論資料とか判決文とかも参考資料として見てみたいというのはある。

この裁判の第1回陳述は終わっているのか。

事務局 第1回の陳述は2月に終わっている。第2回は4月下旬に予定されていたが、新型コロナウイルスの影響で延期になり、9月に予定されている。

会長 「著しく」、「明らか」を要件としている以上は今回の件だけで判断できるという意見と今回の件だけでは判断し難いという意見もあり、市側の主張、立論も踏まえた上で、著しく権利濫用が明らかと判断できるかを審査会で議論する必要がある気がする。

会長 継続審議として、追加で資料を送ってもらい、再検討した上でもう1回議論するというところでよいか。

#### 【継続審議】

## ② 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）No.194 案件

【街づくり計画部 街づくり推進課】

（担当課から説明）

- 会 長 当該文書が存在しないということによる非公開決定である。説明では、市は清算人にはならないが、最終的な清算については組合の総会で決める。総会のメンバーに市は入っているのだから最終的にどう清算するかに関して、清算人の会議で方針が決まったものが総会に出されて、そこでは市も意思表示するのか。
- 担 当 課 清算人会で財産の処分の用途を決め、案としてまとめ、その案が組合総会で議決承認されるか否かの流れになり、その時点では意思決定が出てくる。
- 会 長 意思決定するに当たっては、市の内部で正式な文書が作られるのか。
- 担 当 課 組合から財産目録、負債、債権があればその報告をするが、市とすれば組合から決算報告や残余財産などが出てくるので、それについて市の方で受けて県に文書を提出するという行為が出てくる。そこで意思決定は出てくる。
- 会 長 県に報告するための文書が作られるので、それは行政文書になるので請求されたら公開することになるのかもしれないと思う。市が総会で清算に関する方針に賛否の意思表示をするときに、内部的にこういうやり方は適切であるとか、適切でないとかいう協議はどこかの部署ですると思うが、これは行政文書として出すものではないとされるのか。
- 担 当 課 内容について可否を判断するが、今回の内容は残余財産の処分で、一組合員でもあるので、何らかの内部での意思決定は、総会の場で意見を言うに当たっては必要である。
- 会 長 一組合員ではあるが、公的立場で街づくりに参加するわけであるから残余財産をどう処分するかに関して公的立場から判断することが必要になるということではどうか。
- 担 当 課 建物については補助金が交付された部分があるので、用途として適正かどうか判断する、助言する立場にある。
- 会 長 清算人会には市は助言者として参加しているということで、その助言の内容に関してどのようなものなのかを聴きたいと思うが、それとは別に最終的に清算人会で清算に関する方針案が出され、総会で決定するに当たって、市は街づくり、公金の管理という立場から案が適切かどうか総会で判断しなくてはいけないと思う。その根拠となるような資料、どの部署でどのように議論をしたという文書は最終的に作られるのか。
- 担 当 課 保留床の譲渡契約については公金支出ということもあるが、今回のものについては確かに建物としては補助金が入っているが、残余財産についてはあくまでも組合が払い過ぎた分の消費税の還付金についてどうするかということで、実際に補助金がどうしたかというものではない。建物を補修するなど、例えば使い勝手が悪いから直したいという場合は、補助金が入っているので安易にできないということになるので、内容で判断することになると思う。

- 会 長 現在、文書はないが、最終的に総会で市が判断するに当たっては、こういう文書はあるという形で将来文書を公開することはできるという回答はできないのか。
- 担当課 今回の清算人会については残余財産の使い方が決定されると、県を通して信託する文書になるが、それを作成するに当たってこういう意思決定があったのでこうするというものはないと理解している。
- 会 長 大和市としては作る予定はないということか。
- 担当課 ただ最終的に作る意思決定の文書についての、組合側から出てきた文書についてはどうかということで挙げることはできるかと思うが、特に問題がなければ、あれについては駄目、これについては駄目といった明細的なものはない。
- 会 長 せいぜい出せるものとしては、決裁文書と県に送付する文書ぐらいか。
- 担当課 この事業に補助金や公金が入っているが、残余財産の報告については法律上組合が県に出すことになっており、市は承認することにはなるが、細かい内容については清算人が残余財産の処分を決め、それがどうかという判断をするだけである。行政文書として出すものはない。
- 会 長 今回の清算人会に市は助言者として参加し、どのような助言をしたという文書はないのか。
- 担当課 組合のほうでその都度資料を作り、議事録を作成しているが、具体的な用途についてはまだ出てきていないので、助言するまでに至っていない。
- 会 長 助言で予定されているのは、あくまで法律上こういうことが必要だというような形式的、客観的なアドバイスであって、処分の方針に関する助言というものは市の役割には入っていないということか。
- 担当課 残余財産に関する助言、補助金の交付を受けているので簡単には処分できないことは話している。組合のほうも承知しているが、確認事項として話している。現状、会議に出席しているという状況に留まっている。
- 委員 市のほうがないと言っているのは清算人会において理事が賛否を表明する議案に対するものはないと言っている。審査請求人が請求しているのは、本当にこの清算人会において理事が審議する項目に対する賛否のあらかじめの打合せ文書だけなのか、もう少し広く清算人会についての文書が市側の事前の打合せの文書があるのではないか、それを請求しているのか、そこのところはどうか。非常に限定して請求しているのか、そこところがよく分からない。
- 担当課 審査請求人は含めているのではないかと思う。審査請求人が言っているような、市が会議に出る前に内部での意思決定というか、こういうものについてはこういう発言をするといった、そういうものを求めていると思うが、実際には賛否について意思表示する立場にない。
- 事務局 本件の行政文書公開請求書の公開請求に係る行政文書の名称又は内容の欄

には「大和駅東側第4地区市街地再開発組合の清算人会において審議される各議案に対する大和市内の意思決定文書」とあり、限定している。

委員 限定していると理解してよいか。

担当課 当初は恐らくいろいろ含めた状態で言っているのだと思うが、市が組合の理事の立場にあるのでこういったものがないとおかしいのではないかということで限定的に書いてきたものと思われる。議決に対して市は事前に同意、不同意について意思決定している行政文書として請求してきたのではないか。

委員 審査請求人は市が清算人会で議決権を持っていると誤解して請求してきたと言い切ってよいのか。

担当課 そうである。それについては、弁明書にもその旨を記載してあるが、市の見解と審査請求人の見解は違う、平行線となっている。

会長 市は清算人会での議決権がなく、判断ができない、だから関連する文書はないと言ったときに、審査請求人はそうであっても助言するという何らかの立場があるのだから事前に協議している文書があるのではないかということを行っていると思われる。もう一つは、最終的には総会で承認するので、そこでは市も意思表示しなければならないから、そのときに意思表示するのであれば清算人会の中に助言者として入っているときにも何らかの意思表示があるのではないかという推測だと思われる。

担当課 清算人会に行政機関、地方公共団体としての立場で助言はできるが、組合員として意思表示、発言することは法律に触れるものではないと思われるが、影響力を与えてしまうと不適切ではないかと判断している。したがって助言、援助しても意思表示を示すような行政文書はない。

委員 清算人会に出席する前に、何月何日の清算人会ではこういう件について議論するというような事前の文書は当然市のほうに来るのではないか。

担当課 日にちと内容については連絡がある。

会長 職員を派遣するに当たって、出席する職員に、こうした助言をしなさいということはないのか。

担当課 総会については組合員という立場で誰が出席するか報告していたが、清算人会については必ずしも出席しなくてよく、技術的支援、援助をするという立場で求めに応じて出席するというもので、誰が出席するといった報告はしていない。

会長 清算人会に市が職員を派遣するのは助言のためであって、助言の範囲というものもあくまでも法律にのっとって制度の説明に限り、その範囲で助言するために出席するよという、命令書のような文書ならあるということで、それを出して終わりにできなかつたのか。

担当課 清算人会についてそういった文書はないという状況である。所属長に清算人

会に出席することの報告はするが、清算人会に対して出席者を報告することはしていない。

委員 審査請求書に欠席した回もあることが書いてあり、課長は1回出席しているが、誰が出席するかの命令は課長が下しているのか。

担当課 所属長の判断である。内容によって誰が出席したほうがよいか判断するが、文書には残していない。

委員 次回出席するように言われれば、この件についてはこういう考えであるとか打合せのようなものをするのではないか。

担当課 内容によってであるが、判断が難しい案件、現状そこまでのものはない。これから残余財産の処分方法や用途を決めなければならないので出てくるものがあるが、現状としては判断が難しいもの、判断しにくいものはないので文書や記録として残していない。

委員 本件の行政文書公開請求書は、この件について審査請求人が最初に出したもののか。これ以前にも出されているのか。

担当課 審査請求人は「清算人会に関する一切の行政文書」といった書き方をしてくる。会議に出席して大和市が持っている行政文書は公開している。それ以外に必要だということで請求したものと思われる。具体的に出てきたのはこれが初めてである。

委員 ないものは出せないもので、議論するまでのことではないように思えるが、「清算人会において審議される各議案に対する大和市内の意思決定文書」と限定的に書いてあるが、もうちょっと広いものを請求していたのではないか。市は清算人会における議案に対する賛否ということで限定的に答えているわけである。

担当課 清算人会は過去6回開かれている。出せるものは出しており、その中に議事録がある。出席者全員が承認しているように書いているものがある。これは清算人3名全員のことであるが、審査請求人は議事録を読んでおり、恐らくこれを清算人以外の出席者も含めた全員で、市も同意しているのではないかと解釈しているものと推測される。

事務局 行政文書公開請求書の「大和市内の意思決定文書」の2行下で「なお、当該意思決定文書とは、当該各議案の賛否につき」と限定して請求している。

委員 大和市が清算人になっていないということを審査請求人に話しても駄目なのか。

担当課 弁明書に記載しており、議事録も読んでいるので承知していると思う。市は組合員であったので、関与していないのはおかしいと思っているのではないか。説明してもなかなか理解してもらえない状況にある。

委員 財産の処分になるので利害が気になっているのではないか。なぜ市は清算人

になっていないのか。

担当課 清算人は都市再開発法で再開発組合の5人いた理事の中から選任することになっている。再開発組合において、市が理事になることは禁止されていないが、影響力があることから理事にはならず監事となっていた。

委員 市民とすれば市長以下が総力を挙げてこの事業を進め、出来上がった建物の大部分を市が使っている。審査請求人は清算人として市の意向が反映されないことが想像しにくいのではないのか。

担当課 事業の運営等について助言するというところで、話し合いの中で理事にはならなかったという経緯があるようである。

会長 審査請求人の反論書は、市が弁明書で文書不存在の理由は清算人になっていないと説明していることに対する反論で、反論書の令和2年4月時点では、市は清算人ではない、従って清算人会で意思表示をする立場にはないことを知った上での反論になるわけである。それでも文書はあるはずだという主張は、これが最後なのか、これよりも後のものはないのか。

担当課 ない。

会長 そうすると審査請求人が主張しているのは、残余財産の処分については総会で決定するのだと、従って総会の構成員である大和市がその処分に全く関与しないということはある得ないという主張になるわけである。今はまだ清算人会のレベルであるので助言という立場でしか参加していないが、いずれは総会で判断しなければいけないので清算人会では何らかの賛否に関する意思表示をしていたのではないかと、そういう主張になるかと思う。清算人会における市の立場はそういうものではないと説明すればそれで終わってしまうような気がする。まだその説明はしていないのか。

担当課 弁明書には記載している。

会長 審査請求人はそれについて分かっているのか。

担当課 そう捉えている。

委員 市は組合員として関わってきたということだが、総会等で意思決定の発言をして議事録に残っているものはあるのか。

担当課 再開発組合は既に解散しているが、事前に意思決定をするような文書はないが、市の立場として発言した議事録はある。

委員 大和市の立場として助言、援助するとき事前に文書はないという理解でよいか。

担当課 議決案に対するものについて、会議前に事前の同意、不同意を決めるものはない。

委員 将来的には県に文書を提出しなければならないということだが、その時点で最終的な決定をするに当たって、承認する内容の文書を作成するのか。

担当課 清算人会はあくまで用途を決めるための会であり、その内容を承認する総会を開く時期になれば市では特段、文書は作らないが、残余財産の処分について、同意、不同意の判断を内部的には考えていかなければいけないと現状では判断している。

委員 県に最終的にこうなると報告する文書については内部で意思決定をして県に出すのか。

担当課 県は総会の中で同意が得られたか議事録で確認することになる。市は再開発組合の組合員としての立場と地方公共団体としての立場というところで、県に信託、報告するものについては行政機関としての立場で、清算するときには理事長が提出することになっているので、市としては仲介ではないが、あくまでも信託として送る形になる。再開発組合の組合員としての立場で同意か不同意か判断を文書として今までは残していないが、考えなくてはいけないのではと考えている。

委員 現時点では清算人でないので存在しないということであると明確に分かった。

会長 こういう請求もあるからきちんと意思決定過程を文書にして記録として残したほうがよいのではないかと考えているということである。

担当課 清算という最後の事務になるので残していかななくてはと判断している。

(担当課退席)

会長 本件については、継続審議とすることでよいか。

事務局 次回、事務局から答申案を示すので、審議していただきたい。

会長 文書が不存在であることをきちんと説明できるかにかかっていると思われる。そうした説明を加えた答申案であれば審議しやすい。

【継続審議】

以上